

---

# 一般社団法人愛媛県社会福祉士会 虐待対応部会運営規程

---

虐待対応部会規程第2号  
2013年6月15日制定

一般社団法人愛媛県社会福祉士会（以下、「県社士会」という）として定めた虐待対応部会に関する事項をここに定める。

---

## 第1章 目的

---

### （目的）

#### 第1条

虐待対応部会は、県社士会の会員ならびに、社会福祉士が行政等の業務の中で実施する「虐待対応業務」を遂行するにあたり、その役割を十分果たせるよう支援することを目的とする。

---

## 第2章 組織

---

### （組織）

#### 第2条

1. 県社士会において虐待対応部会と称す機関を置く。
2. 虐待対応部会は、県社士会の会員で構成する。部会長は、県社士会の理事とする。

### （機能及び事業内容）

#### 第3条

虐待対応部会の機能及び業務内容は次のとおりとする。

1. 行政等の担当者からの問い合わせや協力依頼への対応
2. 行政等に従事する会員の力量を担保するために、研修の企画および運営
3. 行政等「虐待対応業務」に従事する会員のバックアップ
4. 虐待対応専門職チーム管理運営
5. その他目的を達成するための事業

---

## 第3章 雑則

---

### （改正）

#### 第4条

この規程の改正は、理事会の承認を経ることとする。

### （補足）

#### 第5条

この規程に定めるもののほか、虐待対応部会の運営に必要な事項は別に定める。

---

## 附則（施行期日）

---

この規程は、2013年6月15日から施行する。